

投資促進等WG説明資料



平成26年11月20日

法務省入国管理局

目次

ヒアリング事項① 入社までの期間における就労制限の撤廃

1. 在留資格制度
2. 資格外活動の許可(入管法第19条第2項)
3. 就職活動を行う場合
4. 就職内定者の場合
5. 今回のご提案に対する考え方

ヒアリング事項② 企業等による在留資格の更新手続の代行

1. 外国人の入国・在留のモデル
2. 在留資格制度
3. 在留期間の更新の許可(入管法第21条)及び再入国の許可(入管法第26条)
4. 今回のご提案に対する考え方

1. 在留資格制度

入管法第2条の2第1項

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。

○ 在留資格は、次のように大別できる。

①活動資格(我が国で行う活動に着目して分類された在留資格)

例:「教授」大学教授等、「技術」機械工学の技術者等、「人文知識・国際業務」デザイナー等、「企業内転勤」外国の事業所からの転勤者、「文化活動」日本文化の研究者等、「短期滞在」観光客等、「留学」大学等の学生 など

②居住資格(身分や地位に着目して分類された在留資格)

例:「日本人の配偶者等」日本人の配偶者・子、「定住者」日系3世等 など

○ ①の活動資格は、以下の2つに分類できる。

- 就労活動^(注)ができるもの(例:「教授」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」など)
- 就労活動ができないもの(例:「文化活動」、「短期滞在」、「留学」など)

(注)「就労活動」: 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬等を除く。)を受ける活動

○ このほか、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う「特定活動」の在留資格がある。特定活動は、指定の内容によっては、就労が可能。

※就労を認めている例: EPAによる看護師・介護福祉士候補者、外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、インターンシップ など。

2. 資格外活動の許可(入管法第19条第2項)

○ ①の活動資格の在留資格をもって在留する外国人は、在留資格により許可された活動以外の就労活動を行うことを希望する場合、資格外活動の許可を受けることが必要。

※ 例えば、外国人の留学生がアルバイトをしようとする場合には、資格外活動の許可を受ける必要がある。

○ 資格外活動の許可には、必要な条件を付すことができる(入管法第19条第2項)。条件を付して新たに許可する活動について法務省令において2とおり定められており、概要は以下のとおり(入管法施行規則第19条第5項)。

- 1週について28時間以内(留学の在留資格をもって在留する者については、教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内)の就労活動(いわゆる風俗店で行うものを除く)
- 地方入国管理局長が、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等を定めて個々に指定する活動

3. 就職活動を行う場合

在留資格

「特定活動」

在留期間

原則として、「6月」。卒業から1年未満であり、資格外活動等在留状況に問題のない場合は1回の更新を認める。この場合、在留期間は、残余の期間に応じて月単位で決定。

資格外
活動許可個別許可又は1週28時間以内の包括許可

対象

在留資格「留学」をもって在留する我が国の大学等を卒業した外国人で、卒業前から引き続き行っている就職活動を継続することを目的として在留を希望する者

ヒアリング事項① 入社までの期間における就労制限の撤廃

4. 就職内定者の場合

在留資格

「特定活動」

在留期間

雇用されることとなる日までの期間に応じて、月単位で決定(4月以上)

取扱いの
概要

大学等を卒業後、就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者については、我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、内定した企業との間において一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方入国管理局に連絡すること等について、企業が誓約するときは、採用までの間滞在することを可能とする。

資格外
活動許可

個別許可又は1週28時間以内の包括許可

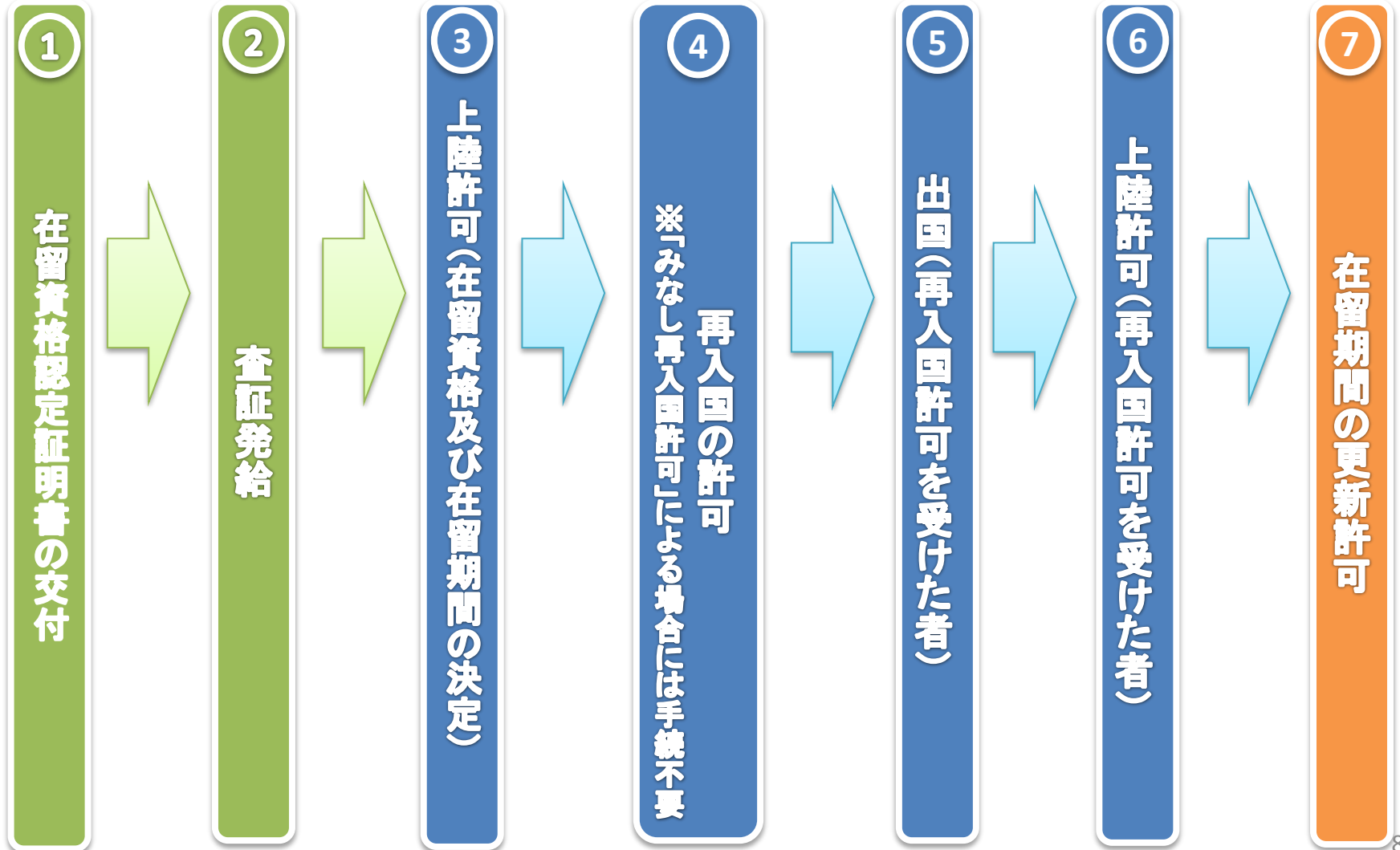
対象

- 次のいずれにも該当する者
- 在留資格「留学」で在留していた大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同課程を卒業したもの
 - 就職活動を目的として「特定活動」の在留資格で在留している者
 - 在留中に就職先が内定し、内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される予定である者
 - 内定している企業等において従事する活動が「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格に該当することが認められる者

5. 今回のご提案に対する考え方

- 現行制度においても、就職先の内定した外国人留学生が個別に資格外活動許可を受けることにより、有給の研修を受けることは可能です。

1. 外国人の入国・在留のモデル



2. 在留資格制度

入管法第2条の2

- 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- 在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ我が国において入管法に定める活動を行うことができる。



- 我が国に在留していない外国人は、入管法に基づく在留資格制度で在留を管理すべき対象とはなっていない。

3. 在留期間の更新の許可(入管法第21条)及び再入国の許可(入管法第26条)

在留期間の更新の許可

- 我が国に在留する外国人が現に有する在留資格に属する活動を引き続き行おうとする場合に、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、法務大臣がこれを許可する制度。

再入国の許可

- 法務大臣は、我が国に在留する外国人がその在留期間の満了の日以前に我が国に再び入国する意図をもって出国しようとするとき、再入国の許可を与えることができる。
- 再入国の許可の有効期限は、原則として、在留期間の満了の日となっている。
- 再び入国した後は従前の在留が継続しているものとして扱われる。
- 「みなし再入国許可」(入管法第26条の2)
在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するもの(在留カード又は特別永住者証明書を所持するものに限る。)が入国審査官に対して再び入国する意図を表明して出国する場合に、一定の場合を除き、再入国の許可を受けたものとみなすもの。有効期間は在留期間内かつ出国から1年。

4. 今回のご提案に対する考え方

- 在留資格制度は、我が国に在留して一定の活動をしようとする者に対してその活動内容に応じた在留資格を付与するものであることから、我が国に在留しておらず、その予定もない者から、我が国で在留するとして在留期間の更新の許可等の申請があった場合には、やむを得ない事情が認められる場合を除き、当該申請は不許可となる。
- 再入国の許可の有効期限は、原則として、在留期間の満了の日までとなっており、当該有効期限までに再入国しなかった場合には、従前の在留は継続されず、在留資格を喪失することとなる。
- よって、在留期間更新許可申請の際に、当該申請に係る外国人が我が国に在留している必要があるとしていることには、合理性があるものと考えている。
- なお、通常、在留期間の更新許可申請については、在留期限の3か月前から受け付けているところ、短期間の出張など考慮すべき事情があると認められる場合は、それよりも前に当該申請を受け付けるなど柔軟に運用している。